

令和7年10月23日

該当児童の保護者様

豊島区立駒込小学校

校長 稲垣 昌弘

携帯電話等の所持について

保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校の児童における携帯電話等（スマートフォンやキッズケータイ、通話（録音）機能付 GPS）の所持について、改めて確認をさせていただきます。通常、児童の登下校においては、交通指導員をはじめ、地域や保護者の皆様、関係諸機関のご協力をいただきながら安全確保に努めております。また、在校時における緊急な連絡については、全体に関する事項を「すぐる」にて、個別の事項は「家庭から届け出の電話番号への連絡」にて対応しております。

以上のことを踏まえ、本校では児童の携帯電話等の所持については原則禁止としておりますことをまずはご理解ください。しかしながら、ご家庭のご事情で、どうしても児童に携帯電話等を所持させなければならないという申し出があった場合は、その理由を添えて許可制とさせていただきます。

令和5年度までは、担任に申し出ていた時点で校長に報告して許可を取ってきましたが、この数年来、担任や校長の交代により、携帯電話の所持についての把握が正確にできなくなっていることが、課題として挙がってきました。

お子様が携帯電話等を学校に持ち込むことを必要としている場合は、下記のルールをお話した上、担任まで連絡帳等でご相談ください。携帯電話等の申請書を作成していただきます。申請は、新年度に毎年必要になります。よろしくお願いいたします。

※携帯電話等とは、スマートフォンやキッズケータイ、通話（録音）機能付 GPS も含みます。

- 学校ではマナーモードにし、ランドセルから絶対に出さない。
 - 登下校において、手に持ったまま歩いたり、歩きながら操作をしたりしない。
 - 友達に見せたり、操作をさせたりしない。
- ※携帯電話等の紛失、破損、トラブルについて、学校では責任をもてませんのでご承知おきください。

----- きりとり -----

豊島区立駒込小学校長様

【携帯電話等の所持の許可願い】

許可願いの理由

上記の約束を守った上で、携帯電話等の所持について申請します。

令和 年 月 日

_____ 年 組 児童氏名

_____ 保護者氏名